

議案第 1 3 5 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 4 年 1 2 月 4 日提出

三豊市長 横山 忠始

三豊市条例第 号

三豊市市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

三豊市市営住宅設置及び管理条例（平成 18 年三豊市条例第 202 号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第 3 条」を「・第 2 条」に、「第 2 章 市営住宅の管理（第 4 条―第 4 1 条）」を「第 2 章 市営住宅の設置（第 3 条）
第 3 章 市営住宅の整備（第 3 条の 2―第 3 条の 5）
第 4 章 市営住宅の管理（第 4 条―第 4 1 条）」に、「第 3 章」を「第 5 章」に、「第 4 章」を「第 6 章」に改める。

第 1 条中「設置」の次に「、整備」を加える。

第 4 章を第 6 章とし、第 3 章を第 5 章とし、第 2 章を第 4 章とする。

第 2 条 6 号中「前 3 号」を「前各号」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 市営住宅の設置

第 3 条の見出しを削り、同条の次に次の章名及び 4 条を加える。

第 3 章 市営住宅の整備

（整備基準）

第 3 条の 2 市営住宅等の整備基準は、次条から第 3 条の 5 までに定めるところによるほか、規則で定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第 3 条の 3 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第 3 条の 4 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第 3 条の 5 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

別表 1 公営住宅の部高瀬地区の表爺神団地の項中「4」を「2」に改め、同部仁尾

地区の表蔦見団地の項中「7」を「6」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

【議案第135号関係】

三豊市市営住宅設置及び管理条例(平成18年三豊市条例第202号) 一部改正 新旧対照表 (抄)

改正後 (案)	現 行
目次 第1章 総則(第1条・<u>第2条</u>) <u>第2章 市営住宅の設置(第3条)</u> <u>第3章 市営住宅の整備(第3条の2—第3条の5)</u> <u>第4章 市営住宅の管理(第4条—第41条)</u> <u>第5章 駐車場の管理(第42条—第51条)</u> <u>第6章 補則(第52条—第55条)</u> 附則 (趣旨) 第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。))及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特優良賃貸住宅法」という。))等に基づく市営住宅及び共同施設の設置、<u>整備</u>及び管理について、法、改良法、改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日付け建設省住整発第6号。以下「改良管理要領」という。))及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 略 (1)～(5) 略 (6) その他の市営住宅 <u>前各号</u>に掲げるもの以外の市営住宅をいう。 (7)～(15) 略 <u>第2章 市営住宅の設置</u> (削除) 第3条 略 <u>第3章 市営住宅の整備</u> (整備基準) <u>第3条の2 市営住宅等の整備基準は、次条から第3条の5までに定めるもののほか、規則で定めるところによる。</u> (健全な地域社会の形成) <u>第3条の3 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。</u> (良好な居住環境の確保) <u>第3条の4 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。</u> (費用の縮減への配慮) <u>第3条の5 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。</u>	目次 第1章 総則(第1条—<u>第3条</u>) <u>第2章 市営住宅の管理(第4条—第41条)</u> <u>第3章 駐車場の管理(第42条—第51条)</u> <u>第4章 補則(第52条—第55条)</u> 附則 (趣旨) 第1条 この条例は、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。))及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特優良賃貸住宅法」という。))等に基づく市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、法、改良法、改良住宅等管理要領(昭和54年5月11日付け建設省住整発第6号。以下「改良管理要領」という。))及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。 (定義) 第2条 略 (1)～(5) 略 (6) その他の市営住宅 <u>前3号</u>に掲げるもの以外の市営住宅をいう。 (7)～(15) 略 (設置) 第3条 略

第4章 略

第5章 略

第6章 略

別表(第3条関係)

1 公営住宅

高瀬地区

名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
爺神団地	昭和31年 度	高瀬町比地中1099番地1	木造平屋 建	<u>2</u>	
(略)					

山本地区 略

三野地区 略

豊中地区 略

詫間地区 略

仁尾地区

名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
(略)					
薦見団地	昭和28年 度	仁尾町仁尾丁1452番地41	木造瓦葺 平屋建	<u>6</u>	
(略)					

財田地区 略

2～4 略

第2章 略

第3章 略

第4章 略

別表(第3条関係)

1 公営住宅

高瀬地区

名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
爺神団地	昭和31年 度	高瀬町比地中1099番地1	木造平屋 建	<u>4</u>	
(略)					

山本地区 略

三野地区 略

豊中地区 略

詫間地区 略

仁尾地区

名称	建設年度	位置	構造	戸数	備考
(略)					
薦見団地	昭和28年 度	仁尾町仁尾丁1452番地41	木造瓦葺 平屋建	<u>7</u>	
(略)					

財田地区 略

2～4 略